

みやこ町立伊良原小中学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）福岡県いじめ防止基本方針をもとに、みやこ町立伊良原小中学校のすべての児童生徒が安心して、充実した学校生活が送れるよういじめの防止を目的として策定しました。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

（１）いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等該当児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

（２）いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるという基本認識に立ち、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応を行う。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5点を踏まえ適切に対応します。

- ①「いじめることは人間として絶対に許されない、見過ごさない」雰囲気づくりに努める。
- ②いじめの未然防止のために、分かる授業づくりや体験活動を推進し、児童の自己有用感を高め、豊かな感性を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、適切で毅然とした指導を行い、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭・地域・関係機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

2 いじめ未然防止のための具体的方策

（１）教科等指導の充実

① 生徒指導の視点を取り入れた授業（自己存在感・自己決定・共感的人間関係）

「人権が尊重される授業づくり10の視点・人権が尊重される環境づくり10の視点」を活用し、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

② 教科等と連動し、自己理解・他者理解を深める体験活動

- ・ 体験活動のねらいと教科のねらいを関連させ確かな力の育成と交流の工夫を行うことで、自分や友だちのよさを理解したり、コミュニケーション力を育成したりする。
- ・ 学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における体験活動と道徳の時間の学習との関連を図り、道徳性の育成の深化を図る。
- ・ 年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって 学習に取り組む、自分を表現できるようにする。

（２）道徳教育の充実

- ・ 全ての教育活動において道徳教育の充実を図り、人権尊重の精神や、規範意識・思いやりの心の醸成を行う。
- ・ 道徳科の授業を通して、道徳的実践力を高め、道徳的実践努めようとする児童生徒の育成を図る。併せて、自己肯定感を育てる。

（３）学級経営の充実

- ① 学級活動等におけるエンカウンター・ピアサポート・SST 等を通した社会性の構築
 - ・週時制にソーシャルスキルトレーニングを位置づけ、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせたり、自分の考えや気持ち・相手に対する要求・実生活で悩んだり困難を感じていることなどを上手に伝えさせたりすることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようになる。（SST Social Skills Training・・・生活技能訓練、社会生活技能訓練）
- ② 児童生徒理解のための教育相談活動を通して、児童生徒の日常の実態や人間関係を十分に把握し、児童生徒一人一人が安心して過ごせる学級経営に努める。

（４）教育相談体制の整備

- ・いじめチェックシート、心のアンケートなどの結果をもとに学級担任による教育相談を実施し、児童生徒の一人一人の理解に努める。

（５）情報モラル教育の取組

- ・児童生徒理解のための教育相談活動を通して、児童生徒の日常の実態や人間関係を十分に把握し、児童生徒一人一人が安心して過ごせる学級経営に努める。
- ・児童生徒のインターネット使用状況など現状確認を行うと同時に、技術科において情報教育など実施する。（保護者と生徒と学ぶ規範意識育成事業による「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止教育講演会」の実施）

（６）いじめに関する校内研修の充実

- ・４月当初の教育課程に関する職員研修で、本校のいじめ防止基本方針について全教職員の共通理解を図る。
- ・いじめに関する校内研修会を年２回に行う。
- ・スクールカウンセラーによる、生徒の心の変化をつかむことができるスキルを高める校内研修を年間３回に行う。
- ・児童生徒理解のための職員会議を定期的に行い、児童生徒の状況について共通理解を深める。

（７）小中間の連携

- ・情報の共有化を図る。
- ・児童生徒理解のための職員会議を年間３回行い、児童生徒の状況について共通理解を深める。

３ いじめ早期発見の具体的方策

（１）保護者・地域、関係機関との連携

- ・児童生徒、保護者、学校の信頼関係の構築を図り、円滑な連携を深めるように努める。
- ・保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

「その日のうちに報告、その日のうちに相談、その日のうちに対応」

- ・必要に応じて、関係機関との連携を図る。
みやこ町教育委員会、みやこ町社会福祉協議会、京築教育事務所、
児童相談所、警察署、保健福祉事務所等、状況に応じて関係機関と連携

（２）アンケートの実施・教育相談の充実

- ・児童生徒の声に耳を傾け、行動を注視していく。
- ・年間を通じてアンケートを実施し、生徒の状況把握に努める。
- ・定期教育相談を年３回実施し、必要に応じて教育相談を随時行っていく。
- ・スクールカウンセラーとの面談を定期的に全生徒に行っていく。

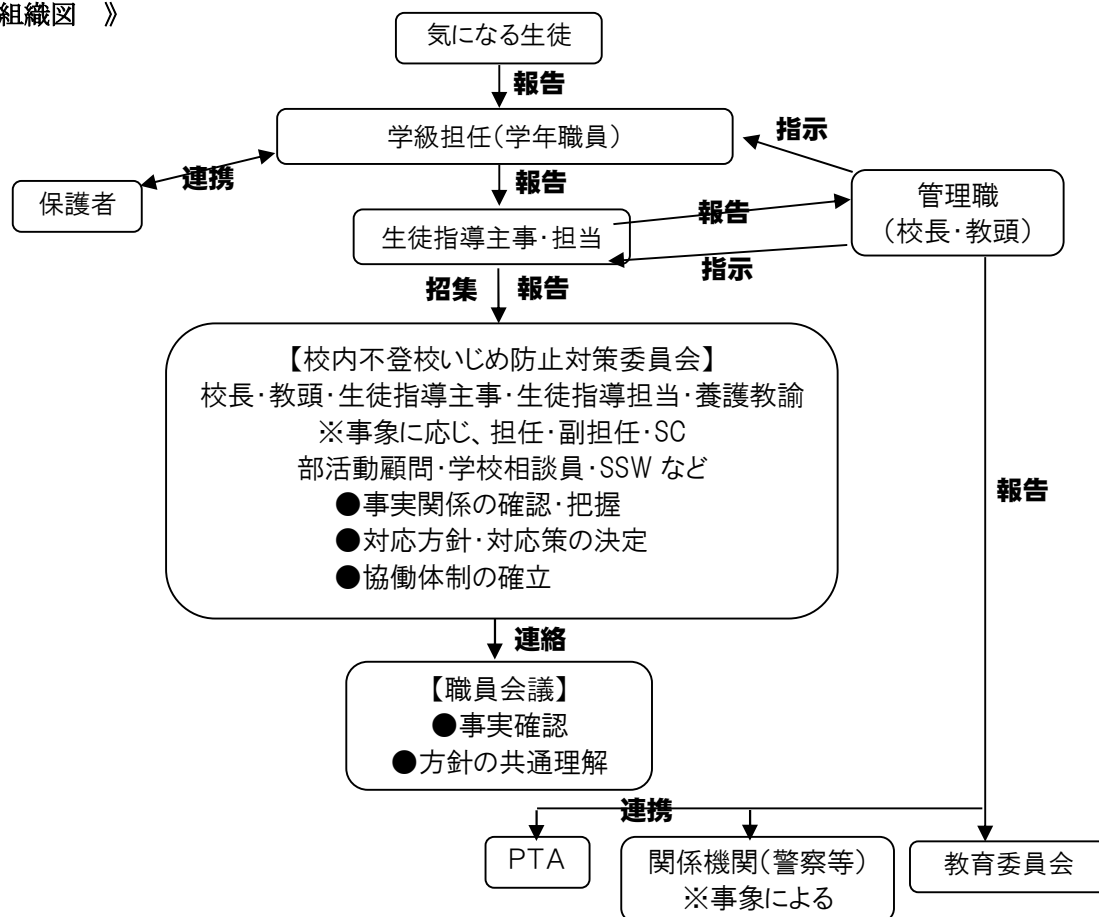
4 学校の教育活動との関連を図る

○人権教育推進計画、生徒指導推進計画にいじめ防止に関する内容を明記して、学校評価、教員評価にいじめ防止に関する内容を位置づける。また、学校評議員、PTA役員会その他の団体との連携を位置づける。

○学校通信、いじめに特化したリーフレットを配布して、保護者・地域への働きかけも強化する。

5 学校におけるいじめ防止対策の組織（「伊良原小中学校不登校いじめ防止対策委員会」）

《 組織図 》



○相談ポスト、日常観察などをもとにした定期的な情報交換・共通理解を行う

○いじめアンケートを毎月月初めに実施する

○長期休み明けは、いじめアンケートを月初めに実施する

○定期的なPTA役員会開催して保護者との連携を図る

6 重大事態への対処

いじめに関する情報の収集

○いじめ対策委員会を中心にいじめに関する情報の収集と記録及びそれらの共有

※正確な記録、迅速な記録（まとめて書こうとしない）記録簿の保管場所、

○いじめの事実確認の後、途中経過、結果を教育委員会に報告し、連携を図る。

注）基本方針を明記して、日常的な記録及び保管場所については、重大な個人情報となるので、職員間で共通理解を十分図る。

重大事態の発生

☆児童生徒に生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

☆学校の欠席を余儀なくされた疑い

☆児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

学 校

教育委員会

みやこ町町長

学校の設置者が重大事態の調査主体を判断

（１）学校が調査主体：教育委員会の指導のもと、対応を行う。

① 調査組織を設置
専門家

途中経過の報告

② 事実関係の確認
実態の把握
調査データ等の再分析

途中経過の報告

③いじめをうけた児童生徒
保護者への情報提供・経
過報告

（２）教育委員会が調査主体

○学校は資料の提出等調査に協力

（３）いじめの解消の定義

- ・「いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも３か月）」
- ・「被害者が心身の苦痛を感じていないこと（児童生徒・保護者への面談で確認）」

7 その他

・いじめ防止のための基本的な方針（文部科学省） 福岡県いじめ防止基本方針（福岡県）、生徒指導リーフ増刊号（国立教育政策研究所）等を教職員に配布し、校内研修等で内容の十分な理解を図る。